

市民ホール広告付デジタルサイネージ設置及び運営業務仕様書

1 契約内容

(1) 業務名称

市民ホール広告付デジタルサイネージ設置及び運営業務

(2) 設置場所

横須賀市役所本庁舎 3号館 1階 市民ホール

※別紙で指定する位置とする。

(3) 業務内容

取扱事業者が、横須賀市役所庁舎内において、市の事業を掲示するデジタルサイネージ(以下、「サイネージ」という。)を設置するとともに広告を掲載し、運営する。

(4) 契約期間

協定締結の日から5年間とする。

2 サイネージの設置について

(1) サイネージの仕様

①H1, 600mm×W700mm×D600mm程度の移動式とし、周囲と調和のとれた色合い等にする。

②広告用および市のPR用として各1台、計2台セットで設置すること。

③市のPR用については、オンラインでデータ交換ができるよう、ポケットwi-fiを内蔵することとし、不調時は、速やかに交換すること。

④ライトを使用する場合、LEDまたは同程度省エネに配慮したものを使用すること。

④本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。

⑤庁舎施設への負担を最小限とした方法で設置し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講ずること。

(2) 運営に伴う電気使用について

電気の使用は、開庁日の8時30分から17時15分までとし、タイマーその他の機器による自動制御を行うこと。

(3) 設置の手続きについて

地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政財産の目的外使用許可を受けること。

(4) 製作・設置・撤去の作業に関する一切の費用は取扱事業者の負担とする。

3 広告の掲載等について

(1) 業務の分担

広告の掲載等の業務については、以下の分担とする。

①取扱事業者

広告主の募集・決定、広告の事前確認、広告物の掲出その他広告主との調整など
広告掲載に係る一切の業務

②市

提出された広告の内容審査の実施および結果の通知、修正の指示

(2) 広告の内容等

①広告を掲載できる者、広告の内容等は、「横須賀市広告掲載事業要項」「横須賀市
市広告掲載基準」の定めによる。

②広告用本体には、広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等を表示するこ
と。

③広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることが視聴者に明
確に伝わるよう、その旨を注記すること。また、必要に応じて、広告の内容に関
する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。

(3) 広告の内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期間までに広告
物を提出すること。

(4) 広告の掲出作業については、市と事前に協議し、来庁者及び庁舎運営に影響のな
い時間帯に行うこと

(5) 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、市と十分に協議を行うものとする。

(6) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったときその他広告を
掲載することが適当でないとする事由が生じた時は、広告掲載の中止を指示する。
この場合において、市は、市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主又は取扱事
業者に対して賠償の責任を負わない。

4 各料金の支払い

(1) 以下の費用について、全て取扱い事業者の負担とし、いずれも市が発行する納入
通知書により、指定する期日までに支払いものとする。

①行政財産目的外使用料

参考 月額1,607 円/m² (税抜)

②広告料

取扱事業者の提案による金額とする。

③運営にかかる電気料金の実費

(2) (1) ①および②について、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかつ
た場合は、その金額を別途協議するものとする。

5 サイネージの管理について

(1) サイネージの状態は、常に良好に保つこと。

(2) 破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

(3) 市や第三者に影響を及ぼす破損・故障は、即日状況を確認し、応急処置をすること。

6 その他

この仕様書に明記されていない事項については、市と協議のうえ決定すること。